

虐待防止対応マニュアル

1. 目的及び適用範囲

このマニュアルは、児童に対する虐待を防止するために必要な事項を定めて、児童の人権擁護、虐待を防止することを目的とする。

また、このマニュアルで定めたことは、当法人が運営する障害児通所支援事業所チャイルドハートすべての職員が適応となる。

2. 方針

各事業所は、虐待を防止するために虐待防止責任者を専任するとともに、研修などを通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上、利用者などの権利擁護に取り組める環境整備に務めるものとする。

3. 児童虐待とは

児童虐待の定義

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ）について行う次に掲げる行為をいう。

1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
(身体的虐待)

2 児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること
(性的虐待)

3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
(ネグレクト)

4 児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
(心理的虐待)

「児童虐待」は、子どもに対して身体的に危害を加えたり適切な保護や療育を行わないなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為のことをいう。

「児童虐待」は、保護者が「しつけだから」「子どものためを思って」等と、保護者の意図で判断されるものではなく、子どもの状況、保護者等の状況、生活環境などから総合的に判断される。

(身体的虐待)

- ・ 殴る、蹴る、突き飛ばす。首を絞める。冬に戸外に閉め出す。等

(性的虐待)

- ・ 子どもと性交したり、身体に触ったりする。ポルノグラフィーの被写体にする。等
(ネグレクト [療育の怠慢・拒否])
- ・ 適切な食事を与えない。汚れた衣服を着続けさせる。不潔な場所で生活させる。病気で医師に診せない。登校させない。車に放置する。等

(心理的虐待)

- ・ 「お前なんか生まれてこなければよかった」「死んでしまえ」等の言動。他の兄弟姉妹と著しく差別。配偶者への暴力(DV)等。

4. 虐待における事業所の役割

児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。子どもと接する事業所の職員として、虐待の兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもの「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、全段階として「虐待の発生予防」、そして既に「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待防止における体制の整備

- ・ 各事業所は虐待防止責任者を設置する(児童発達支援管理責任者をこれに任ずる)
- ・ 代表及び各事業所の管理者・虐待防止責任者を委員とする虐待防止委員会を設置し、代表が必要と認めた場合、これを招集し開催する。

② 虐待の発生予防

- ・ サービスを通して保護者の育児負担を軽減する
- ・ 職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげ、又助言・援助を行う。

③ 虐待の早期発見

- ・ 子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しをも逃さないようにする
- ・ 虐待の可能性が疑われたら、速やかに虐待防止責任者・管理者に報告する

④ 虐待が発生している家庭の援助

- ・ 虐待防止責任者及び管理者等と役割分担し、チームで対応する。
- ・ 信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

<子どもへの対応>

- ・ 子どもの味方であることを伝え、まず安心感をもたせる。
- ・ 声かけを多くするなど触れ合う機会を増やし、十分な受け止めをし、子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。ただし、子どもの親代わりになるので

はなく、特有の関係に巻き込まれないようにすること。

- ・ 自己達成感を通じて自信が持てるような機会を作る。
- ・ 子どもの安全を再優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られた場合、速やかに関係機関に連絡する。

<保護者への対応>

- ・ できるだけ接触の機会を多くするように心掛ける。
- ・ 追求や避難をしない。追い詰めないことが鉄則。
- ・ 不安、怒り、辛さ、悲しみを受け止め気持ちに寄り添う。(需要・共感)
- ・ 子育ての不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気づきを援助する。
- ・

5. 虐待発見のポイント

(1) 子どもの様子

- ・ 予防接種や検診を受けていない
- ・ 身体に不自然な傷や叩かれたような痣・火傷などがある。
- ・ 尋ねると傷に対する説明が不自然だったり、説明を嫌がる。
- ・ 季節に合わない服装をしており、衣類がいつも汚れていて身体も不潔である。
- ・ 保護者の顔色を窺う反面、保護者がいなくなると保護者への関心を示さない。
- ・ 保護者が迎えに来ても、帰りたがらない。
- ・ 衣類を脱ぐことに異常な不安をみせる。
- ・ 極端な性的な遊びや言動が見られたり、極端に拒否感がみられる。

(2) 保護者等の様子

- ・ 子どもが怪我をしたり、病気になっても医者に診せようとししない
- ・ 子どもの身体症状（打撲・火傷等）を確認すると、一貫性のない説明をする。
- ・ 経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い。
- ・ 体罰や年齢に不相応な教育等を、「しつけ」「家庭の教育方針」等と正当化する。
- ・ 子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、兄弟姉妹との差がある。
- ・ 感情を苛立たせ、思い通りにならないとすぐ怒る。

6. 虐待が疑われた場合の対応

- (1) 子どもと接する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われた場合は、速やかに虐待防止責任者・管理者に報告する。また、「身体拘束兼虐待に係る報告書」に記入する。
- (2) 虐待防止責任者は、家庭環境や保護者の心理状態・児童の様子を把握し、代表・管理者と相談の上、必要に応じ関係機関へ連絡する。
- (3) 職員は子どもの日常生活の見守りと安全確保を第一に考え、関係機関との連携を取りながら継続的に援助していく。(事業所全体で情報を共有する)
- (4) 職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ十分配慮する。

<プライバシー保護について>

※ 通告は守秘義務に優先する。

- ・ 通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。

(児童虐待防止法第6条第3項)

※ 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です。

(個人情報保護法第23条第1項第1号)

※ 現行法上では「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合は除き、法的責任を問われることはない」と解釈されている。

(日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル第4版」)

7. 虐待児対応フローチャート

